

三次市教育委員会議案第 2 5 号

三次市職員衛生管理規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

三次市教育員会教育長 児 玉 一 基

三次市職員衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）

三次市職員衛生管理規程（平成 1 6 年三次市訓令第 2 2 号・三次市教育委員会訓令第 1 0 号・三次市選挙管理委員会訓令第 1 号・三次市農業委員会訓令第 5 号・三次市水道事業管理規程第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

総務企画部総務室

」を

「

総務企画部総務課

」に、

「

市民生活部資源リサイクル室

」を

「

市民生活部資源リサイクル課

」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。